

大口町告示第23号

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町空家活用改修費補助金交付要綱（平成31年大口町告示第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 大口町税条例（昭和38年条例第15号）第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がない者

第3条第3号中「当該購入者」を「、当該購入者」に改め、同条第4号中「有する者でない者」を「有しない者」に改め、同条第5号を削る。

第6条中「受けようとするする者」を「受けようとする者」に改める。

第7条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

様式第1中

「(1) 事業計画書（様式第2）

(2) 工事の見積書の写し

(3) 補助対象工事内訳書（様式第3）

(4) 改修工事内容のわかる図面

(5) 改修工事施工前の写真

(6) 位置図

(7) 登記事項証明書等対象住宅の所有者が確認できる書類

(8) 昭和56年5月以前の建物であるが耐震改修工事を必要としないとするこ  
とがわかる書類（判定(施工後の診断結果含む。)が1.0以上の診断結果書)  
又は本事業の改修と同時に耐震改修工事を施工する場合の耐震促進事業の補  
助金交付決定通知書の写し

(9) 前年度の町税の納税証明書

(10) その他町長が必要と認める書類

を削り、

「

## 補助金の交付申請についての同意書

大口町空き家活用改修費補助金の受給資格等の確認のため、私の町税の納税状況その他受給資格に関する事項について、大口町が関係行政機関に調査を行うことに同意します。

年 月 日

住所

署名\_\_\_\_\_

を加える。

様式第7中

- 「(1) 当該補助金交付決定(変更承認)通知の写し
- (2) 工事費請求書及び領収書の写し
- (3) 補助事業の成果が確認できる写真
- (4) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (5) 大口町空き家バンクの登録完了書の写し
- (6) 耐震改修工事が必要な場合は、耐震促進事業補助金確定通知書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、「空き家バンク」に住宅を登録している空家又は登録を予定している空家の所有者及び購入又は賃借して居住する者(空家の所有者から当該空家の改修に関し、書面による同意を得ているものに限る。以下同じ。)とし、次の各号のいずれにも<u>該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>大口町税条例(昭和38年条例第15号)第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がない者</u></p> <p>(3) 補助金の交付を受けようとする者が所有者の場合は、当該所有者及び購入者若しくは賃借人が、補助金の交付を受けようとする者が購入者若しくは賃借人の場合は、<u>当該購入者若しくは賃借人及び所有者が、生計を同一にする者又は3親等以内の者でないこと。</u></p> <p>(4) 大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者</p> <p>(事前相談)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、「空き家バンク」に住宅を登録している空家又は登録を予定している空家の所有者及び購入又は賃借して居住する者(空家の所有者から当該空家の改修に関し、書面による同意を得ているものに限る。以下同じ。)とし、次の各号のいずれにも<u>該当する者</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>町税の滞納がない者。補助対象者が大口町外に住所を有する場合は、当該市町村における市町村税を完納している者。</u></p> <p>(3) 補助金の交付を受けようとする者が所有者の場合は、当該所有者及び購入者若しくは賃借人が、補助金の交付を受けようとする者が購入者若しくは賃借人の場合は<u>当該購入者若しくは賃借人及び所有者が、生計を同一にする者又は3親等以内の者でないこと。</u></p> <p>(4) 大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者</p> <p>(5) <u>その他町長が適当でないと認めた者</u></p> <p>(事前相談)</p>
<p>第6条 補助金の交付を<u>受けようとする者</u>(以下「申請者」という。)は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。</p> <p>(交付申請)</p>	<p>第6条 補助金の交付を<u>受けようとするする者</u>(以下「申請者」という。)は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。</p> <p>(交付申請)</p>
<p>第7条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p>

新	旧
<p>(9) 略</p> <p>様式第 1 (第 7 条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第 7 (第 1 2 条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p><u>(9) 前年度の町税の納税証明書 (大口町外に住所を有する場合は、当該市町村における証明書)</u></p> <p>(10) 略</p> <p>様式第 1 (第 7 条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第 7 (第 1 2 条関係)</p> <p>【別記】</p>